

取扱職種の範囲等の明示について

株式会社一は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号 23-ユ-301435）です。 職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、以下の項目を明示いたします。

・取扱い職種・地域の範囲について 取扱業務の範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務及び建設業務を除く）とし、日本国内へサービスを提供します。

・個人情報の取扱いについて

当該情報の本人から本人の個人情報の開示の請求があった場合は、個人情報の取扱責任者※として本人が有する資格や職業経験等、客観的 事実の基づく情報を速やかに開示します。また、本人から訂正の請求があり、その請求が客観的事実に合致するときは、速やかに訂正します。

※個人情報の取扱責任者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。

・苦情処理について

苦情のお申し出があった場合は、苦情処理の責任者※が、職業安定機関及び、他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

※苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。

・手数料について

求人者からの手数料は、下表の範囲内において求人者または関係雇用主と合意した金額とし、個別契約書に定めるものとします。

・職業紹介事業における弊社届出手数料（下記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります）
サービスの種類及び内容 手数料の上限額

求人・求職の申し込みを受理した時意向、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び 求人と求職の照合、その他紹介のサービスに付随するサービス

成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収の 35%（手数料負担は求人者としします）

※求職者の手数料負担はありません。

・返戻金制度について

当社は、紹介により就職した求職者の方が、入社後 3 か月以内に求職者の方の都合により退職した場合、下記の通り成功報酬を返戻する制度を設けております。

※尚、求人者との契約において下記と異なる取り決めを行う場合がございます。

入社より 1 か月以内の退職の場合 成功報酬の 50%を返戻

入社より 1 か月超 2 か月以内の退職の場合 成功報酬の 30%を返戻

入社より 2 か月超 3 か月以内の退職の場合 成功報酬の 20%を返戻

その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。